

令和8年度中能登町地域おこし協力隊業務募集要項

- 1 目的 この要項は、中能登町地域おこし協力隊設置要綱及び中能登町地域おこし協力隊活動費補助金要綱に基づき定めるものとする。

2 募集人材・主な勤務地

- (1) 中能登町の魅力を伝える特産品コンシェルジュ人材 1名
中能登町内及び町外・県外
- (2) 中能登町の地場産業を承継人材 1名
(能登上布、ころ柿、酒文化、農業、繊維業のいずれか)
中能登町内(能登上布会館ほか)

3 活動内容

●特産品コンシェルジュ協力隊 1名

地域資源の潜在的な可能性を掘り起こし、地元の事業者や農家と連携しながら事業者の新規発掘を実施し、東京原宿のコロナバンでの能登復興応援マルシェを軸として、都市圏の方へとつなぐ懸け橋役として「中能登町ファン」をあらゆる手段で獲得し、中能登町の地域の歴史やストーリー性の魅力を発信し、中長期的な関係人口を増やすためのクリエイティブな役割を担う活動とする。

- ① 地域の価値やストーリーを伝える広告塔としてのプロモーション活動。
- ② 地域内の女性団体と連携しながら事業者の新規発掘及び人材確保に係る活動。
- ③ 地域と人との関係を繋ぐ「中能登町ファン」獲得に係る活動
- ④ 生産者の新特産品の魅力発信や共同開発に係る伴走支援活動
- ⑤ 都市圏に向けての物販を通じての情報発信活動
- ⑥ 隊員の活動の情報発信及び見える化(広報誌、町ホームページ、SNS等)

【成果目標】

目標内容	目標数値	時点
中能登町ファン獲得数	1,000人	3年間累計
新規特産品開発	10事業者以上	3年間累計

●地場産業承継協力隊 1名

町の地場産業の支援と担い手育成のため、地域の産業現場に入り込み、自らが技術を継承しながら生産性向上・安定経営を図り、後世に地場産業の風景が残る持続可能な仕組みをつくる活動。(能登上布、ころ柿生産、酒醸造、農業、繊維業等)

- ①能登上布やころ柿、酒醸造、農業、繊維業などの担い手としての承継活動
- ②担い手獲得につながる技術の習得のプロセスの記録・言語化・可視化
- ③次の担い手獲得につなげる情報発信ツールの構築(SNSなどの情報発信強化)
- ④大学・高等教育機関と連携して将来の持続可能な人材確保につなげる活動
- ⑤その他情報発信活動
- ⑥隊員の活動の情報発信及び見える化(広報誌、町ホームページ、SNS等)

【成果目標】

目標内容	目標数値	時点
承継基盤産業	1 産業	3 年間累計
後継者候補人材確保	1 人以上	3 年間累計

4 募集対象と条件

(1) 年 齢

応募時点において 18 歳以上 60 歳以下の者

(2) 地域要件

3 大都市圏をはじめとする都市地域等から、採用後、中能登町に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

※現在お住まいの地域が条件の照会はお問合せください。

(3) 求める人物像

地域おこし協力隊の活動に意欲があり、なおかつ地域に溶け込み、地域住民と積極的に交流し、活動に対して粘り強く行政、地域住民とのコンセンサスを得ながら活動できる人材。

(4) 運転免許

普通自動車運転免許を取得しており、実際に運転ができる方（AT 限定可）

(5) 健康状態

心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域活動に取り組むことができる方 ※持病がある方は、申告願います。

(6) パソコン等技能（スマートフォン等を含む）

ワード、エクセル、SNS などの基本的なパソコン操作ができる方

(7) 将来的に町移住もしくは二地域居住を考慮しており、空き家の利活用を拠点として、地域資源の発掘及び活用による地域活性化の活動に興味がある方。

5 期間

地域おこし協力隊として、中能登町長が委嘱します。（町との雇用関係はなし）

委嘱日から 1 年（任用の日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、その後 1 年ごとに更新を行い、最長で任用の日から 3 年間とします。

※主となる活動に付随する業務を副業とし、その収入を得ることは可

6 勤務時間

週 35 時間 ※月に 20 日程度の活動を行い、報告書作成と報告会あり

※雇用関係がないことから、休日の活動についての超勤勤務、振替休日などはなし

7 業務委託料

月額 260,000 円

※時間外勤務手当、通勤手当、退職手当等はなし

※当月分について、翌月 10 日までに報告書を提出し、翌月 20 日を目途に支払います。

※委嘱の開始が月の途中の場合は、月額を委嘱日数で割り返した分を支払う。

8 活動対象経費

活動計画を作成のうえ町が審査のうえ対象経費を決定します。

活動上限 1, 328千円/令和8年度

※以降、町の予算調整で金額の変更あり。

(注) 隊員に必ず計上される経費ではありません。

(注) 中能登町地域おこし協力隊活動費補助金要綱をご確認願います。

(注) その他、中能登町地域おこし協力隊起業支援補助金も活用可

※ただし、活動実績により協議、審査のうえ判断します。

別紙のとおり

9 応募

(1) 応募期間 令和8年8月1日(土曜日)から ※決定次第〆切

(2) 応募方法 下記の必要書類を下記の窓口までご提出願います。(郵送可)

(3) 提出書類 ・ 所定の応募用紙

・ 履歴書やプロフィール

・ レポート(過去の活動実績など具体的に) ※任意様式

・ 住民票

・ 本人確認できる書類(免許証、マイナンバーカード、パスポート)

(4) その他ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

10 選考(予定)

(1) 第1次選考【書類審査】

応募用紙をもとに書類選考します。(提出後1週間目途に)、結果については、選考後速やかに合格者を対象に通知します。

(2) 第2次選考【面接試験】

第1次選考合格者を対象に中能登町役場において面接試験を実施します。面接は合格者の都合を鑑み相談のうえ日時を設定し実施します。最終選考結果は第1次選考合格者全員に通知します。

(3) その他

応募に係る経費(面接に伴う交通費等)は応募者の負担となります。

11 連絡先

〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地

中能登町役場 企画課 地域おこし協力隊担当 宛

TEL: 0767-74-2806 MAIL: kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp

（中能登町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱）

補助対象経費		補助金交付上限額
区分	内容	
活動対象経費	（補助金の対象経費：第3条関係） (1) 車両の燃料費 (2) 情報の発信、受信に要する通信に係る経費 (3) 旅費、宿泊費その他隊員の移動、滞在に要する経費 (4) 消耗品等の購入に要する経費 (5) 備品については、賃貸借（リース）の使用を基本とする。購入する場合については、備品の耐用年数が地域おこし協力隊の任期を超えている場合には、任期満了後その備品は中能登町に帰属し、地域おこし協力隊の任期終了後も、耐用年数の残る間、継続して中能登町に居住し、活動を行っていく場合はこの限りでない。 (6) 活動に必要な知識等の習得、隊員の能力向上等を目的とする研修等の受講に要する経費 (7) その他地域おこし活動のために町長が必要と認める経費 2 前項各号に掲げる経費について、国、県その他団体から補助金又は助成金の交付を受ける場合は、同項に掲げる経費から、国、県その他団体からの補助金又は助成金の対象経費を控除するものとする。	（補助金の額：第4条関係） 補助金の額は、隊員1人につき200万円とする。 金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。 年度の途中に委嘱された隊員については、当該活動月数に応じて限度額を調整するものとする。